

静岡県企業局西部事務所寺谷浄水場見学実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は静岡県企業局西部事務所寺谷浄水場（以下「浄水場」という。）の見学（以下「見学」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(見学日時)

第2条 見学日は、毎週火曜日及び木曜日とし、見学時間は原則として午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、西部事務所長（以下「所長」という。）が必要であると認めるときは、見学日又は見学時間を変更することができる。

(見学の申込)

第3条 見学を希望する者はあらかじめ電話等により日程調整の上、寺谷浄水場見学申込書（別記様式）に必要な事項を記入し、2週間前までに所長に提出しなければならない。

(見学の中止)

第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、見学を中止することができる。

- (1) 見学者が偽りその他不正な方法により見学の申込をしたことが明らかとなった場合
- (2) 見学者が見学の目的を逸脱した場合
- (3) 見学者が第6条に規定する遵守事項に違反した場合
- (4) その他所長が見学の中止が必要と判断した場合

2 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、浄水場への入場を禁止し、又は退場させることができる。

- (1) 泥酔者等他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者
- (2) 危険な物品を携帯し、又は動物を伴う者（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する身体障害者を除く。）
- (3) 浄水場の管理上支障があると浄水場の職員（以下「職員」という。）に判断された者
- (4) その他見学の実施に支障を及ぼすおそれのある者

(職員の同行)

第5条 見学は、職員が同行し、浄水場についての説明を行うものとする。

(見学遵守事項)

第6条 見学者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 見学中に発生したケガや疾病等を補償する保険に加入すること。
- (2) 浄水場の設備又は展示品を滅失、破損又は汚損しないこと。
- (3) 見学ルート以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 職員の許可なく浄水場内で写真及び動画撮影しないこと。
- (5) 浄水場内で飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) 発生したごみを持ち帰ること。
- (7) その他職員が指示すること。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附則 この要領は、令和6年9月20日から施行する。